

平成26年12月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（8件）

（1）亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

市民に必要なサービスである下水道事業を、将来にわたり安定的に運営していくためには、財政的管理が不可欠であり、複式簿記に基づく収益費用の把握が必要となります。

総務省は、地方公営企業の経営機能強化や財政状況の透明性を確保するため、地方公営企業法の適用範囲を拡大する方針を従来から示してきており、公共下水道事業については、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」（平成26年8月29日通知）において、平成31年度までに公営企業会計へ移行すべきであるとしています。

このことから、「健全かつ持続可能な下水道経営」を目的として、平成24年11月に策定した「亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画書」に基づき、下水道事業の

うち公共下水道事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」といいます。）の財務規定等を適用するため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

（ア）趣旨 <第1条関係>

法の規定に基づき、公共下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めることとします。

（イ）設置の目的等 <第2条関係>

汚水を排除し、処理することにより市民の環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置し、公共下水道事業に法の財務規定等を適用することとします。

（ウ）経営の基本 <第3条関係>

公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないこととします。また、公共下水道事業の処理区域面積及び処理人口について定めます。

（エ）重要な資産の取得及び処分 <第4条関係>

予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分について定めます。

(オ) 議会の同意を要する賠償責任の免除 < 第 5 条関係 >

公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が 10 万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないこととします。

(カ) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

< 第 6 条関係 >

負担付きの寄附の受領等でその金額が 100 万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が 50 万円以上のものは、議会の議決を得なければならないこととします。

(キ) 業務状況説明書類の作成 < 第 7 条関係 >

公共下水道事業に関して作成しなければならない業務の状況を説明する書類について、記載すべき事項等を定めます。

(ク) 委任 < 第 8 条関係 >

条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

なお、施行日は、平成27年4月1日とし、附則において、亀山市特別会計条例の一部を改正し、亀山市公共下水道事業特別会計を廃止します。

(2) 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 平成26年度12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.7月	<u>1.85月</u>	3.55月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.7月	<u>2.0月</u>	3.7月

(イ) 平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。

(a) 6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き

上げます。

(b) 12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.7月</u>	<u>2.0月</u>	3.7月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.775月</u>	<u>1.925月</u>	3.7月

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、(イ)については、平成27年4月1日とします。

また、(ア)については、平成26年12月1日から適用することとします。

(3) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 平成26年度12月期の期末手当の支給月数を

0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	1.9月	<u>2.05月</u>	3.95月
改正後の支給月数 (平成26年度)	1.9月	<u>2.2月</u>	4.1月

(イ)平成27年度以降の期末手当の支給割合を改正します。

(a)6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げます。

(b)12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>1.9月</u>	<u>2.2月</u>	4.1月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>1.975月</u>	<u>2.125月</u>	4.1月

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、(イ)については、平成27年4月1日とします。

また、(ア)については、平成26年12月1日から適用することとします。

(4) 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する
条例の一部改正について

平成 2 6 年 8 月 7 日の人事院勧告に鑑みた国の一般職
に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の
職員の給与を改定することから、教育長の勤勉手当の支
給割合について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

- (ア) 平成 2 6 年度 1 2 月期の勤勉手当の支給月数を
0 . 1 5 月引き上げます。

	6 月期(参考)	1 2 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 2 5 年度)	0 . 6 7 5 月	<u>0 . 6 7 5 月</u>	1 . 3 5 月
改正後の支給月数 (平成 2 6 年度)	0 . 6 7 5 月	<u>0 . 8 2 5 月</u>	1 . 5 月

- (イ) 平成 2 7 年度以降の勤勉手当の支給割合を改正しま
す。

- (a) 6 月期の勤勉手当の支給月数を 0 . 0 7 5 月引き
上げます。

- (b) 1 2 月期の勤勉手当の支給月数を 0 . 0 7 5 月引
き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>0.675月</u>	<u>0.825月</u>	1.5月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>0.75月</u>	<u>0.75月</u>	1.5月

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、(イ)については、平成27年4月1日とします。

また、(ア)については、平成26年12月1日から適用することとします。

(5) 亀山市職員給与条例の一部改正について

平成26年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行います。

また、国の一般職に属する職員の給与において実施している55歳を超える職員の昇給抑制について、市の一般職の職員の給与においても国に準じた取扱いとするため、併せて所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

《第1条関係》

(ア) 55歳(行政職給料表(二)又は医療職給料表(一))

の適用を受ける職員は57歳)を超える職員の昇給について、規則で定める基準により次のとおり抑制することとします。

(a) 勤務成績が「極めて良好」及び「特に良好」の場合における昇給の号給を抑制します。

(b) 勤務成績が「良好」及び「やや良好でない」の場合は昇給を行わないこととします。

(イ) 交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げます。

(ウ) 平成26年度の勤勉手当の支給割合を改正します。

(a) 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	0.675月	<u>0.675月</u>	1.35月
改正後の支給月数 (平成26年度)	0.675月	<u>0.825月</u>	1.5月

(b) 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期(参考)	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成25年度)	0.325月	<u>0.325月</u>	0.65月
改正後の支給月数 (平成26年度)	0.325月	<u>0.375月</u>	0.7月

(エ)すべての給料表において、若年層に重点を置きながら、特定の号給の給料月額を一定水準(平均0.3%)引き上げます。

《第2条関係》

(ア)一般職の職員について、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。

(a)6月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き上げます。

(b)12月期の勤勉手当の支給月数を0.075月引き下げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数 (平成26年度)	<u>0.675月</u>	<u>0.825月</u>	1.5月
改正後の支給月数 (平成27年度から)	<u>0.75月</u>	<u>0.75月</u>	1.5月

(イ)再任用職員について、平成27年度以降の勤勉手当の支給割合を改正します。

(a) 6 月期の勤勉手当の支給月数を 0 . 0 2 5 月引き上げます。

(b) 1 2 月期の勤勉手当の支給月数を 0 . 0 2 5 月引き下げます。

	6 月期	1 2 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 2 6 年度)	0 . 3 2 5 月	0 . 3 7 5 月	0 . 7 月
改正後の支給月数 (平成 2 7 年度から)	0 . 3 5 月	0 . 3 5 月	0 . 7 月

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日については、次のとおりとします。

第 1 条関係 (ア) …平成 2 7 年 1 月 1 日

第 2 条関係…平成 2 7 年 4 月 1 日

また、一部の規定については、次の日から適用することとします。

第 1 条関係 (イ) 及び (エ) …平成 2 6 年 4 月 1 日

第 1 条関係 (ウ) …平成 2 6 年 1 2 月 1 日

(6) 亀山市税外収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例の一部改正について

現在、市の債権を納期限後に納付する場合、延滞金等の

取扱いが、それぞれの債権で異なっており、市税等は亀山市税条例等に基づき延滞金を課しますが、税外収入金（地方自治法第231条の3第1項に定める分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入をいう。以下同じ。）は本条例に基づき督促手数料を課することとなっています。

督促手数料は、督促状を発送する際に手数料として一定額を加算するものであることに対し、延滞金は、納付が遅れるほど加算する金額が大きくなるものであるため、納期内の納付だけでなく納期限を過ぎた債権に対して早期の納付を促す効果があります。

このことから、納付義務者間の公平性を確保するとともに、市税等との整合性を図ることにより債権事務の合理化・効率化を進めるために、税外収入金について督促手数料に代えて延滞金を徴収するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 題名を「亀山市税外収入金に対する過料及び延滞金

に関する条例」に改めることとします。

(イ) 督促手数料を徴収することに代え、今後は、納付義務者が納期限後に税外収入金を納付する場合には、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金額を加算して納付しなければならないこととします。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金額を減額し、又は免除することができることとします。

(ウ) 当分の間、延滞金の割合に特例を設けることとします。

なお、施行日は、平成27年4月1日とし、この条例の施行の日前に納期限を過ぎた税外収入金に対する延滞金額の計算については、「その納期限の翌日から」ではなく、「平成27年4月1日から」とする経過措置を定めます。

(7) 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険の被保険者が出産したときは、条例に定めるところにより出産育児一時金を支給しますが、産科医療

補償制度に加入している医療機関での出産の場合はその掛金を加算した額を支給しています。

産科医療補償制度における掛金の額が見直されることに伴い、出産育児一時金に加算する額が見直されますが、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合の支給額の総額を維持することから、出産育児一時金の支給額を見直すため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、出産育児一時金の支給額を39万円から40万4千円に改正します。

なお、施行日は、平成27年1月1日とし、改正後の出産育児一時金の支給は、施行日以降の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前のおりとする経過措置を設けます。

(8) 亀山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

第1次亀山市総合計画後期基本計画において、防災力の強化を具現化するための施策として位置づけている市北

東部地域の消防力の強化のため、亀山消防署北東分署を建設し、平成27年4月に開署する予定です。

北東分署の開署による効果を確実なものとし、市全体の消防力を強化するため、市の消防署を現在の二署体制から一署二分署体制に改めることから、所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 市の消防署を亀山消防署の一署とし、亀山消防署の管轄区域を亀山市全域とします。

(イ) 新たに次の二分署を設置します。

名称	位置
亀山消防署関分署	亀山市関町木崎37番地1
亀山消防署北東分署	亀山市長明寺町842番地1

なお、施行日は、平成27年4月1日とします。

2 補正予算関係（8件）

（1）平成26年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

（2）平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

（3）平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

（4）平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

（5）平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

（6）平成26年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

（7）平成26年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（8）平成26年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第

1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 その他（3件）

（1）工事請負契約の変更について

白川小学校耐震工事について、平成26年11月17日付けで契約の変更について仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

契約の方法 一般競争入札

契約の金額 189,000,000円

契約の相手方 亀山市田村町1995番地の31

白川建設株式会社

代表取締役 服部 清

変更の内容 契約の金額の変更

変更後 201,373,560円

（2）市道路線の認定について

開発行為により設置された新規路線である みずほ台68号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

(3) 新市まちづくり計画の変更について

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第36号)により、活用期間の延長が可能となった合併特例債の有効活用を図るため、計画期間の延長及び関係施策の一部追加による新市まちづくり計画の変更について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものです。

4 提出予定議案

(1) 人事案件(2件)

(ア) 亀山市教育委員会委員の任命について

(イ) 人権擁護委員の候補者の推薦同意について

平成26年12月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第4号)	21,147,725	166,624	21,314,349
国民健康保険事業 特 別 会 計 (第2号)	4,738,637	149,859	4,888,496
後期高齢者医療事業 特 別 会 計 (第1号)	860,900	6,067	866,967
農業集落排水事業 特 別 会 計 (第2号)	856,800	5,805	862,605
公共下水道事業 特 別 会 計 (第2号)	1,445,827	△ 13,239	1,432,588
水道事業会計 (第2号)	1,842,910	162	1,843,072
工業用水道事業会計 (第1号)	124,840	79	124,919

◆主な補正内容

○一般会計(第4号)

(単位:千円)

歳 入

地方交付税		△39,726
国庫支出金	障がい者自立支援給付費負担金	46,950
	生活保護費負担金	△27,600
	社会資本整備総合交付金(木造住宅補強事業)	6,022
	臨時福祉給付金事業費補助金	△56,250
	子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金	6,500
	社会資本整備総合交付金(道路橋梁費)	△30,525
県支出金	障がい者自立支援給付費負担金	23,475
繰入金	土地開発基金繰入金	△5,045
繰越金	前年度繰越金	216,647
市債	防災対策事業債(防火水槽)	3,400

歳 出

人件費(給料、職員手当、共済費)		101,147
総務費	地区コミュニティセンター充実事業	△5,045
	木造住宅補強事業	14,531
民生費	臨時福祉給付金給付事業	△56,250
	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	6,500
	障がい者支援事業 自立支援事業	77,300
	放課後児童クラブ整備事業	13,800
	心身障がい児支援事業 自立支援事業	16,600
	生活保護費(扶助費)	△36,800
衛生費	斎場管理費	△7,300
土木費	道路橋梁費(社会資本整備総合交付金)	△55,500
	公共下水道事業特別会計繰出金	△23,742
教育費	私立学校等助成事業	4,100
	関宿重伝建選定30周年記念事業	4,000

(単位:千円)

○国民健康保険事業特別会計(第2号)	
一般被保険者療養給付費	79,126
一般被保険者高額療養費	30,490
○後期高齢者医療事業特別会計(第1号)	
一般会計繰出金	5,616
○農業集落排水事業特別会計(第2号)	
処理施設維持管理費	4,850
○公共下水道事業特別会計(第2号)	
公債費	△9,377
○水道事業会計(第2号)	
人件費	△67
○工業用水道事業会計(第1号)	
人件費	79

○繰越明許費(追加)

(単位:千円)

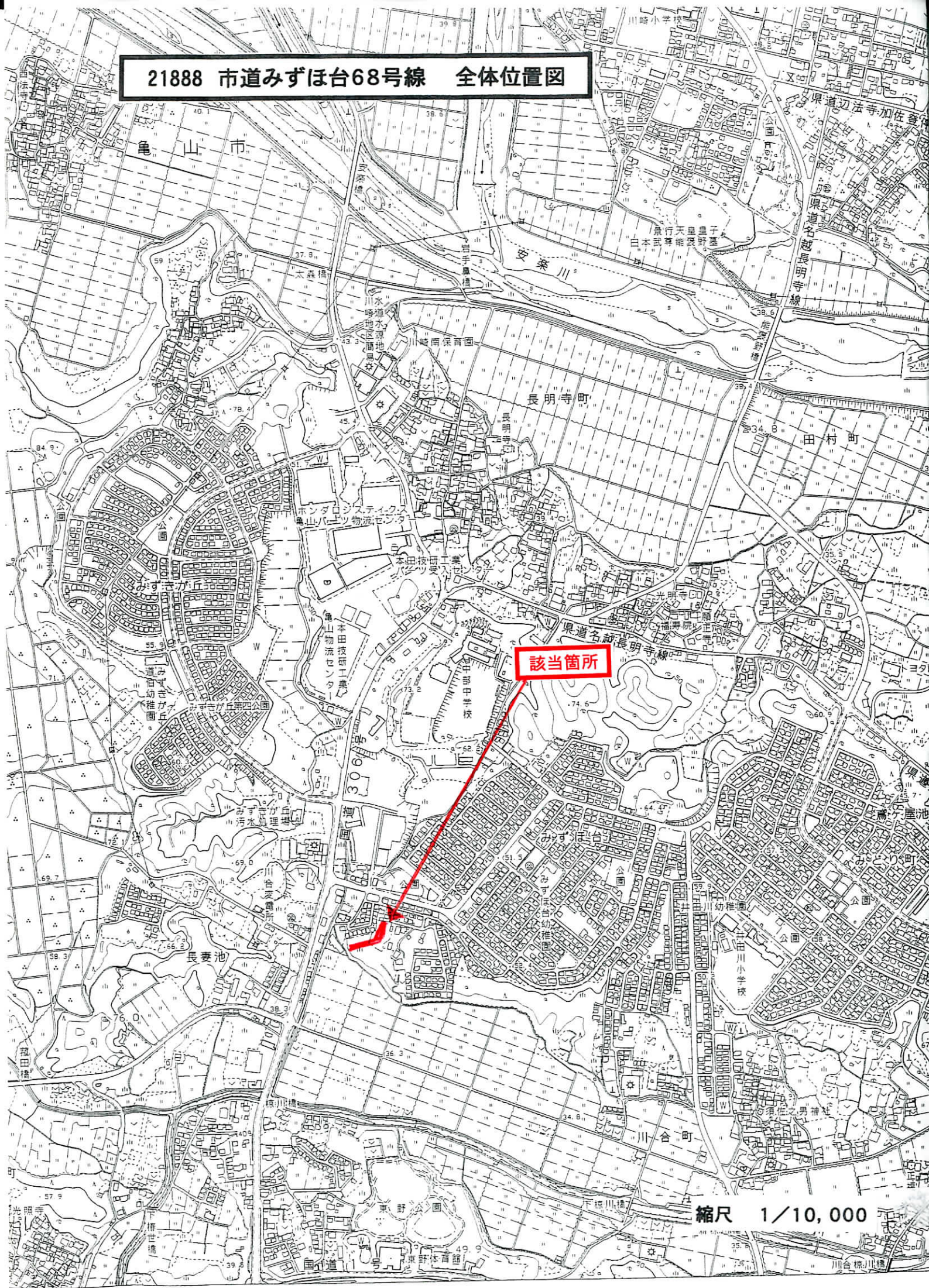
会 計	款	項	事 業 名	金 額
一般会計	8 土木費	2 道路橋梁費	市単道路整備事業	11,100
			布気小野線整備事業	11,760
			橋梁維持修繕費	20,934
			橋梁耐震化補強事業	21,294
	11 災害復旧費	1 災害復旧費	農業用施設等災害復旧事業	73,100
			林業施設災害復旧事業	30,600
			道路災害復旧事業	8,280
			河川災害復旧事業	8,880

○債務負担行為(追加)

(単位:千円)

会 計	事 項	期 間	限 度 額
一般会計	東の追分鳥居建替事業	H27	5,000
	高齢者等介護用品集配業務委託料	H27	21,000
病院事業会計	病院給食業務委託料	H27-H29	148,500

21888 市道みずほ台68号線 全体位置図



縮尺 1/10,000